

屋久島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の南方約60km、種子島の南西18kmに位置する屋久島(504.89km²)とその西北西約12kmに位置する口永良部島(35.77km²)の2島からなっています。

○ 地形

屋久島は、九州の最高峰宮之浦岳(1,936m)をはじめ千メートル以上の高峰45座を擁する山地が大部分を占める円形の島で、平地は東海岸沿いに数キロメートルの幅で海岸段丘状にあります。

口永良部島は、霧島火山帯に属する新岳が火山活動を続けており、島全体が火山性土壌に覆われています。

○ 気候

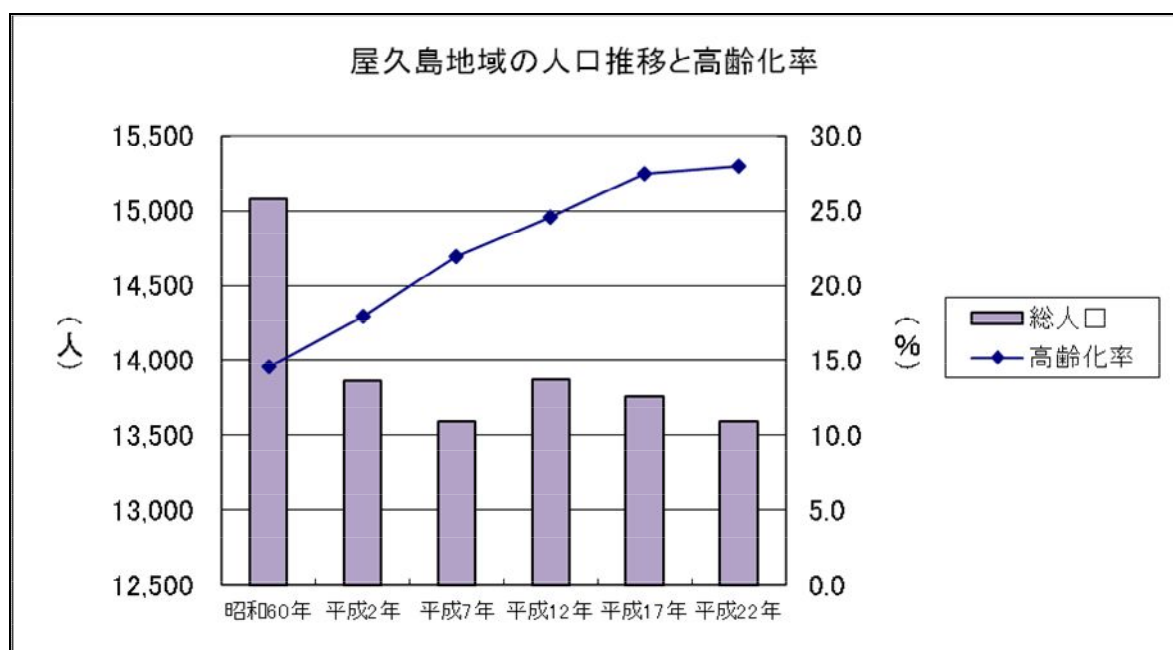
海岸部は黒潮の影響を受け温暖ですが、屋久島の山頂部は積雪があるなど極めて変化に富んでおり、亜熱帯から冷温帯に至る植生の垂直分布が見られます。また、夏秋季には台風に見舞われることもあり、冬季の季節風も強いことがあります。

○ 行政区域

行政区域は、屋久島町に属しています。

○ 人口

平成22年国勢調査の人口は、13,589人であり、過去平成7年まで継続して減少していたものの、世界自然遺産登録による屋久島のイメージアップによるUターン者の増加、航空路・航路の改善、観光施設等の整備、大型観光船の寄港による地域産業の活性化などの要因により、平成12年には微増となり、最近はやや横ばい傾向にありますが、高齢化率は増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

◇ 定期航路（フェリー，高速船）で本土及び種子島と，定期航路（フェリー）で口永良部島と，それぞれ結ばれています。

- ◆ フェリー屋久島2（3,392t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦） 4時間 1日1便
- ◆ はいびすかす（1,798t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦） ※ 種子島経由 1日1便
- ◆ フェリー太陽（499t）
 - 屋久島（宮之浦）～種子島（島間） 1時間5分 1日1便
 - 屋久島（宮之浦）～口永良部島 1時間40分 1日1便
- ◆ 高速船トッピー2・3・7（163t・164t・281t）
高速船ロケット1・2・3（165t・164t・164t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦・安房） 1時間40分
※ 1日6便（うち指宿経由1便，西之表経由3便）
 - 種子島（西之表）～屋久島（宮之浦・安房） 50分 1日3便
※ 季節により，便数は増減します。

(2) 航空路

- ◆ 鹿児島空港～屋久島空港 35分 1日5便
(DHC8-Q400型機(74席)，サブ機(36席))
- ◆ 屋久島空港～伊丹空港 1時間30分 1日1便
(DHC8-Q400型機(74席))
- ◆ 屋久島空港～福岡空港 1時間5分 1日1便
(サブ機(36席))

(3) 島内道路等

◇ 道路改良・舗装率

(単位：%)

区分	県道				市町村道		国県市町村道計	
	主要地方道		一般県道		改良率	舗装率	改良率	舗装率
	改良率	舗装率	改良率	舗装率				
屋久島地域	90.2	100.0	72.7	100.0	82.9	86.7	84.0	91.1
離島計	92.3	100.0	87.7	99.0	58.9	90.3	66.5	92.5
本土計	89.0	100.0	69.2	99.9	68.1	89.3	70.8	91.1
県計	90.1	100.0	73.5	99.9	66.3	86.8	69.7	89.1

※ 平成23年度道路現況調査書(平成23年4月1日現在)

◇ 県道

主要地方道二路線が海岸線に沿って島を一周しています。西岸を走る県道上屋久永田屋久線については永田～瀬切間が未改良区間として残っていますが，平成5年12

月の世界自然遺産登録後の「屋久島の一周道路整備検討委員会」の提言等を踏まえ、大幅な改変は行わず維持修繕を基本に整備を行っています。

また、屋久島の主要観光地であるヤクスギランド、紀元杉等へ通じる県道屋久島公園安房線や白谷雲水峡へ通じる県道白谷雲水峡宮之浦線については、観光客の増加に伴う大型車両の交通の増加に加え、屈曲箇所、幅員狭小区間が大半であるため、自然環境や景観に配慮しながら整備を行っています。

◇ 町道

町道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、県・町道を相互に連絡したり、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、病院といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。しかしながら、本地域においては、地域間を連絡する幹線町道等の整備が十分とはいえない状態にあります。

◇ 都市計画道路

本地域の都市計画道路の改良率は、平成23年度末現在で、98.6%であり鹿児島県全体の改良率72.7%を上回っていますが、屈曲した道路線形で視野も悪く、歩道が未整備な箇所では通学生の歩行に危険を及ぼしている状況にあります。

◇ 島内交通

永田・大川の滝間（宮之浦・安房経由）に定期バス路線が運行しており、タクシーやレンタカーもあり、観光客を中心に利用されています。

第3節 情報通信の現況及び課題

◇ 屋久島と本土の間は、海底光ケーブルが敷設されており、口永良部島と屋久島の間は無線で接続されています。

なお、本地域内には、光ファイバによるネットワークは構築されていません。

◇ 屋久島は、ADSLサービスが提供されていますが、電話交換局からの距離により、電気信号の減衰のため、本来のADSLサービスが利用できない地区があります。

また、口永良部島は、電話回線を利用したISDNのサービス提供エリアになっていますが、ADSLサービスは提供されていません。

◇ 携帯電話については、サービスエリアが拡大されつつありますが、一部に不感地域が存在しています。

◇ テレビについては、地上波テレビ放送のデジタル化に対応するため、既存の共聴施設の改修やCATVのデジタル化対応を完了していますが、一部に「新たな難視」地区が発生しており、高性能アンテナの設置等により、その解消に努めています。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

(1) 航路

○ 高速船運賃（賃率） ※ 燃料油価格変動調整金（1,200円）除く

◆ 鹿児島ー屋久島（宮之浦・安房）間

- ・ 普通運賃（片道）： 7,000円（51.9円/km）
- ・ 島発往復割引：10,600円（39.3円/km）

(2) 航空路

◇ 県が県管理空港の着陸料の軽減措置を平成8年に拡充したことを受けて、航空会社はその還元策として、離島住民を対象とした航空運賃割引を実施しています。

○ 運賃 (賃率)

◆ 鹿児島ー屋久島線

- ・ 普通運賃：13,900円 (71.6円/km)
- ・ 離島割引運賃：10,200円 (52.6円/km)

◆ 福岡ー屋久島線

- ・ 普通運賃：23,700円 (65.5円/km)
- ・ 離島割引運賃：なし

◆ 伊丹ー屋久島線

- ・ 普通運賃：34,200円 (48.4円/km)
- ・ 離島割引運賃：なし

第5節 産業の現況及び課題

◇ 市町村内総生産額

(単位:百万円, %)

区分	総生産額	構成比
第1次産業	1,119	2.6
うち農業	840	1.9
うち林業	132	0.3
うち水産業	147	0.3
第2次産業	7,746	17.7
第3次産業	34,809	79.7
合計	43,675	100.0

※ 平成21年度市町村民所得推計

※ 「輸入品に課される税・関税」、「この他控除」は除く

◇ 産業分類別就業者数

(単位:人, %)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	882	13.2
うち農業	657	9.8
うち林業	91	1.4
うち水産業	134	2.0
第2次産業	996	14.9
第3次産業	4,779	71.6
分類不能	18	0.3
合計	6,675	100.0

※ 平成22年国勢調査

◇ 本地域では、総生産額及び就業者数ともに、第3次産業が大きな割合を占めています。

◇ 農林水産業生産額（5年毎推移）

（単位：百万円）

区分	農業						林業 (B)	水産業 (C)	農林水産業 合計 (A+B+C)
	耕種	うち 野菜	うち 果実	うち 工芸作物	畜産	計 (A)			
H12	1,696.2	94.2	1,096.8	232.2	165.6	1,861.8	36.3	524.4	2,422.5
H17	1,666.9	60.1	1,059.6	256.2	428.2	2,095.1	22.5	632.5	2,750.1
H22	930.5	124.1	547.1	136.1	232.0	1,162.5	9.4	434.5	1,606.4

※ 市町村調べ
※ 離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、平成17年と比較すると、全体的に大きく減少しています。

(1) 農業

◇ 農家総数

（単位：人，%）

区分	H12			H22			増減率 (対H12)
	総農家数	販売 農家数	自給的 農家数	総農家数	販売 農家数	自給的 農家数	
屋久島地域	918	575	343	797	459	338	86.8

※ 世界農林業センサス(農林水産省)

◇ 生産基盤整備率

（単位：%）

区分	畑地かんがい	ほ場整備 (全体)	農道整備	農地保全	海岸保全
屋久島地域	57.6	46.4	80.7	97.8	100.0
鹿児島県	48.6	67.5	59.5	81.6	72.8

※ 農業農村整備事業における整備水準調査(県農地整備課等)の結果(平成24年3月31日)

- ◇ 耕地は海岸線沿いに分散しているなかで、温暖な気候を生かし、ポンカン、たんかん等の産地化が進んでいます。
- ◇ 肉用牛は、一戸当たりの飼養頭数は38頭と多くなっていますが、飼料生産基盤は脆弱な状態にあります。口永良部島では、自然牧野を利用した肉用牛の繁殖経営が行われています。
- ◇ ソロヤム(やまいも)、ぽんかん、たんかん等の地域特産物を利用した農産物の加工やガジュツを主原料とする医薬品の製造が行われています。
- ◇ 台風、季節風等の自然災害の軽減、サル・シカ等による農作物被害の防止、輸送コストの低減、高齢化に伴う担い手の確保等の課題が残されています。
- ◇ 生産基盤については、ほ場整備や畑地かんがいの整備が進みつつありますが、区画整理については、県平均より低い整備水準となっています。

(2) 林業

◇ 森林面積

(単位: ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち
				人工林
屋久島地域	48,520	38,298	10,222	3,083

※ 平成24年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林面積は48,520haで、森林率が89.7%, そのうち79%が国有林となっています。
- ◇ 本地域の民有林においては、スギを主体とする除間伐を中心とした保育作業、又は育成複層林整備による有用広葉樹の育成を行っていますが、林道等の路網整備の遅れや林業就業者の高齢化・人手不足などから森林の適正な管理が実施されにくい状況にあります。
- ◇ 主な林産物として建築用材等の木材のほか、たけのこ、しいたけ、つわぶき等の山菜類、シキミ等の枝物が生産されています。
- ◇ 林道等の路網整備など、生産基盤の整備を促進し、林業生産性の向上を図る必要があります。なお、森林組合を中心に事業を推進していますが、作業班員等の高齢化と人手不足が事業推進上の阻害要因の一つとなっています。

(3) 水産業

◇ 漁獲量

(単位: t)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
屋久島地域	1,089	1,126	907	1,100

※ 海面漁業生産統計調査(農林水産省)

- ◇ 漁獲量については、横ばい傾向です。
- ◇ 周辺海域は、天然の瀬礁や黒潮により好漁場を有していますが、外海域に面しているため海況等の影響を受け、好不漁の変動が激しく漁獲が不安定となっています。また、漁業者の高齢化、後継者不足も大きな課題となっています。

(4) 商業

◇ 事業所数, 従業者数, 年間商品販売額

区分	事業所数		従業者数(人)		年間商品販売(千円)		
	平成16年	平成19年	平成16年	平成19年	平成16年	平成19年	増減額
屋久島地域	277	279	1,021	1,058	1,478,449	1,538,373	59,924

※ 商業統計

- ◇ 平成16年と比較して事業所数, 従業者数及び年間商品販売額がともに増加しています。
- ◇ 本地域は、零細な個人経営が多く、経営者の高齢化や後継者不足等が課題となっています。

(5) 工業、製造業（特産品製造も含む）

- ◇ 本地域は、本格焼酎、屋久杉製品、農水産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ しかし、特産品製造企業の多くは小規模零細企業であり、新商品開発や販路開拓、とりわけ県外大消費地へのアプローチが課題となっています。

(6) 企業立地

- ◇ 現在、窯業、医薬品製造業、飲料製造業などの企業が立地しています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、産業の集積が弱く、雇用機会の確保が十分ではありません。
- ◇ また、若者の島外流出が続くなど、厳しい雇用情勢にあるため、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められているとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
屋久島地域	13,527	6,946	51.3	0.0

※ 市町村調べ

※ 日本の廃棄物処理(環境省)平成22年度調査

- ◇ ごみ処理施設(焼却施設)

区分	設置主体	設置場所	規模 (t/日)	工事年度	
				着工	竣工
屋久島地域	屋久島町	屋久島町宮之浦	26.0	H15	H17

※ 県廃棄物・リサイクル対策課調べ

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ ごみ処理施設(焼却施設を除く)

区分	設置主体	設置場所	規模 (t/日)	工事年度	
				着工	竣工
屋久島地域	屋久島町	屋久島町宮之浦	8.0	H15	H17

※ 県廃棄物・リサイクル対策課調べ

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ 埋立処分地施設

区分	設置主体	設置場所	23年度末 残余容量(m ³)	23年度 埋立容量
屋久島地域	屋久島町	屋久島町宮之浦	4,405	112

※ 市町村調べ

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ 屋久島では、生活水準の向上に伴い、排出されるごみの多様化が見られることなどから、引き続き生ごみの堆肥化、再資源化の推進等、ごみの減量化や分別を推進

する必要があります。

- ◇ 口永良部島では、燃えるごみや再資源化物等を収集後、屋久島に搬送して処理しています。

(2) し尿処理

- ◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
屋久島地域	13,527	6,946	51.3	0

※ 市町村調べ

※ 日本の廃棄物処理(環境省)平成22年度調査

- ◇ し尿処理施設

区分	設置主体	設置場所	規模 (kl/日)	工事年度	
				着工	竣工
屋久島地域	屋久島町	屋久島町小瀬田	46	H9	H10

※ 県廃棄物・リサイクル対策課調べ

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ 屋久島では、し尿処理施設に搬入し、適切な処理を行っています。
- ◇ 口永良部島では、収集後、屋久島に搬送してし尿処理施設において処理を行っています。
- ◇ 今後、生活様式の高度化に対応し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理施設の促進を図る必要があります。

(3) 産業廃棄物

- ◇ 処理施設が少なく、島内で処理できない産業廃棄物については、島外に搬出され処理されています。

(4) 水道

(単位:人, %)

区分	行政区域内 人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	
屋久島地域	13,697	0	0	17,290	13,354	480	143	17,770	13,497	98.5

※ 市町村調べ

※ 平成22年度水道統計調査

- ◇ 水道普及率は、平成22年度末で98.5%の普及率となっていますが、施設の老朽化、水量不足等の問題があります。
- ◇ このため、施設の改修や施設の統廃合を進める必要があります。

(5) 都市公園

区分	公園名	種別	所在地	開設年月日	面積(ha)
屋久島地域	若宮公園	街区	屋久島町安房1796番地11	S44.4.1	0.60
	安房墓園	特殊	屋久島町安房2188番地19	S56.4.1	0.80
	春田浜海浜公園	風致	屋久島町安房2457番地282	H18.9.27	3.00
	屋久島町健康の森公園	総合	屋久島町安房2740番地1	H14.6.19	14.70
	春田団地公園	街区	屋久島町安房2400番地456	H20.9.19	0.10
	屋久島町総合自然公園	その他	屋久島宮之浦2007番地8	H10.7.1	8.00
	屋久島町憩の森	その他	屋久島町宮之浦2475番地238	S63.4.1	4.50

*平成24年9月30日現在

- ◇ 地域のスポーツ・レクリエーション需要に対応するために健康の森公園など7箇所、27.2haの都市公園が整備され、整備水準は県平均を上回っています。

(6) 公営住宅

(単位:戸)

区分	管理戸数				うち老朽化住宅戸数			
	県営 (公営住宅・特公賃)	市町村営		計	県営 (公営住宅・特公賃)	市町村営		計
		公営住宅・特公賃	市町村単独ほか			公営住宅・特公賃	市町村単独ほか	
屋久島地域	24	566	38	628	0	213	32	245

※ 県住宅政策室, 市町村調べ

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ 本地域の平成24年4月1日現在の公営住宅管理戸数は628戸で、うち老朽化した住宅は245戸(全管理戸数に占める割合は39.0%)となっています。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

- ◇ 病院, 診療所, 医師等の数

区分	病院数	病床数	一般診療所数	歯科診療所数	医師(人)	歯科医師(人)	薬剤師(人)	看護師(人)	助産師(人)
屋久島地域	1	139	10	3	17	6	14	136	1

※ 県保健医療福祉課, 県地域医療整備課調べ

※ 病院・一般診療所・歯科診療所数は平成22年10月1日現在

※ 医師・歯科医師・薬剤師数は, 平成22年12月31日現在

※ 看護師・助産師数の病院従事者は平成22年10月1日現在

※ 看護師・助産師数の一般診療所従事者は平成20年10月1日現在

※ 医師及び看護師(准看護師含む)は非常勤を含む

- ◇ 屋久島には、病院が1施設、一般診療所が10施設、歯科診療所が3施設あり、医師は16人、看護師は84人、准看護師は51人、助産師は1人、歯科医師は6

人、薬剤師は14人となっています。

- ◇ 口永良部島には、へき地出張診療所（町立）が1施設あり、医師1人、看護師1人が常勤しています。
- ◇ 本地域の平成22年末の人口10万人当たり医師数は125.1人で、県平均の242.3人に比べ低くなっています。
- ◇ また、屋久島には、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の専門医師が少ないため、へき地診療所に鹿児島大学医学部による定期的な医師派遣が行われています。
- ◇ さらに、口永良部島については、県医師会、鹿児島大学医学部の協力による巡回診療が実施されているほか、県の歯科巡回診療車による巡回診療が行われています。

（2）救急医療

- ◇ 島内で対応できない重症の救急患者については、県及び自衛隊等のヘリコプター等により、鹿児島市の医療機関へ緊急搬送しています。
- ◇ 口永良部島においても、緊急用ヘリポートが整備されており、ヘリコプターによる緊急搬送ができる体制が整っています。

（3）健康管理体制

- ◇ 健康管理体制については、町に6人の保健師が常勤しており、保健所と連携しながら健康づくり事業等や保健指導にあたっています。

（4）妊婦への支援等

- ◇ 口永良部島においては、島内に常駐の産科医がいないことから、妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。
- ◇ 不妊治療受診者については、治療に係る費用に加え、通院に要する交通費や宿泊費が大きな経済的な負担となっています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の65歳以上の要支援・要介護認定者は、平成24年4月末現在で667人、要介護認定率は17.6%（県平均20.3%）となっています。
- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、特別養護老人ホーム2施設、認知症高齢者グループホーム2施設が整備されているほか、居宅等サービスとして、訪問介護4事業所、通所介護6事業所、小規模多機能型居宅1事業所等が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

（1）高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

（単位：％）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
屋久島地域	14.6	18.0	22.0	24.6	27.5	28.0
鹿児島県	14.2	16.6	19.7	22.6	24.8	26.5
全国	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成12年で24.6%、平成17年で27.5%、平成

- 22年で28.0%と上昇しています。
- ◇ また、平成22年の高齢化率は、全国平均（23.0%）を5.0ポイント、県平均（26.5%）を1.5ポイント上回っています。
- ◇ 高齢世帯数

（単位：世帯，%）

区 分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
屋久島地域	6,238	1,737	27.8
鹿児島県	727,273	198,053	27.2
全 国	51,842,307	10,041,720	19.4

※ 県介護福祉課調べ(平成22年国勢調査)

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯（高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯）の一般世帯に占める割合は、27.8%で約4世帯に1世帯が高齢世帯であり、県平均（27.2%）及び全国平均（19.4%）を上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ また、在宅介護については、同事業を活用して、在宅介護者の負担軽減を目的とした家族介護者交流会や相談会、介護用品支給などの家族介護支援事業を実施しています。
- ◇ 老人福祉施設等については、特別養護老人ホーム（2箇所）、老人デイサービスセンター（6箇所）が整備されています。
- ◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センター（2箇所）が設置されています。

（2）その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域には、小学校9校、中学校6校、高等学校1校が設置されています。また本地域内の一部の学校では、遠距離のため、スクールバスが運行されています。
- ◇ 口永良部島には高等学校等がないため、進学する生徒は島外の学校に通学しています。
- ◇ 平成24年度現在、小学校4校、中学校2校が山村留学を実施しており、県外を含む19名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設や教職員住宅については、老朽化が進んでいます。また、水泳プールについては、小学校8校、中学校2校に設置されています。
- ◇ 社会教育活動については、公民館や歴史民俗資料館等の施設を拠点とした取組がなされています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

◇ 観光客数

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
屋久島地域	340,300	343,900	319,000

- ※ 市町村調べ
- ※ 離島統計年報

◇ 年間宿泊者数

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
屋久島地域	309,900	270,600	250,200

- ※ 市町村調べ
- ※ 離島統計年報

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、減少傾向です。
- ◇ 本地域は、樹齢数千年に及ぶ屋久杉をはじめとする原生林、白谷雲水峡や大川の滝等の水景観、海中温泉などの多彩で豊かな自然を有しており、昭和39年に霧島屋久国立公園に指定（のち平成24年に屋久島国立公園として指定分離）され、平成5年には世界自然遺産に登録されました。
- ◇ こうした豊かな自然を背景として、屋久杉製品などの工芸品、トビウオや屋久サバ、ぼんかん・たんかん等の「食」、屋久島環境文化村センター、屋久杉自然館などの施設、屋久島ツーデーマーチ等のイベント開催など、特色ある観光資源を有しています。
- ◇ 世界自然遺産としての国際的な知名度により、観光地としても定着してきている一方、屋久島山岳部では、利用者の集中による植生の荒廃等が生じ、世界自然遺産の核心地域である山岳部の環境保全が課題となっています。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 青森県青森市浪岡地区と、大分県日田市、熊本県菊陽町と姉妹都市盟約を結んでおり、地域の情報や人材の交流を行っています。
- ◇ NPO法人を中心として、環境に関するイベントの開催などにより、地域住民、地域出身者及び地域外在住者との交流を促進する取組を実施しています。
- ◇ 山村留学状況一覧

市町村名(地域名)	留学名称	実施校名	児童・生徒数(人)
屋久島地域	かめんこ留学	永田小学校	11
	南海ひょうたん島留学	金岳小学校	4
		金岳中学校	4
総計			19

- ※ 市町村調べ
- ※ 平成24年5月1日現在

- ◇ 本地域の6小・中学校で実施されている山村留学制度では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化の進行している地域の学校が留学生を受け入れることにより、地域の活性化や教育の充実が図られています。

(2) 国外交流

- ◇ 平成21年、「縄文杉」がニュージーランドのファーノース地区・カイパラ地区のカウリの木「タネ・マフタ」と姉妹木関係を締結したことを契機に、両地区との古代木ファミリー交流を行っています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 地域環境の保全を図るため、大気環境や水環境の保全、騒音や悪臭等の防止に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。
- ◇ 樹齢千年を超えるヤクスギの原生林が織りなす特異な景観と、亜熱帯から冷温帯に及び多様な植生の垂直分布、多くの固有種、希少種が分布するなど世界的に稀な価値が認められ、平成5年12月に日本初の世界自然遺産として登録されました。
- ◇ また、昭和39年に霧島屋久国立公園に指定（のち平成24年に屋久島国立公園として分離指定）されています。
- ◇ 遺産登録後、観光客が急増したことや近年ヤクシカの生息数が増加したことにより、自然環境への影響が懸念されています。

(1) 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- ◇ 屋久島では、自然生態系の保全を図るとともに、地域振興との調和に配慮しつつ、環境学習等の情報提供、研修機能、学術研究機能等の整備充実を促進し、自然と親しみ、その大切さを学ぶ拠点の形成を通して自然と共生する地域づくりを目指す屋久島環境文化村構想を推進しています。
- ◇ 地域の自然環境の保全・活用の基本的方向と多様な事業実施の考え方等を示した屋久島環境文化村マスタープラン（平成4年策定）に基づき、県及び町により設立された屋久島環境文化財団が、環境学習施設である屋久島環境文化研修センター及び環境保全活動の推進・支援等を行う屋久島環境文化村センターの管理運営を行っており、優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるため各種事業を展開しています。
- ◇ 地域住民においても、ボランティアグループやNPO法人等を中心として、ウミガメ生態研究、環境に関するイベントの開催、環境学習の実施など人と自然との共生に関する取組が実施されています。

(2) 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- ◇ 学識経験者からなる「屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会」からの「意見・提言」や、地元の各種団体等による屋久島低炭素社会地域づくり協議会が作成した「構想」に基づき、地域における温暖化対策を推進しています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 屋久島には、全国で唯一、一般電気事業者（九州電力（株））による電気供給が行われていない地域があり、その地域では、屋久島電工（株）が業務用に発電した電力の余剰分を農協をはじめとする電気利用組合等が購入し、地域住民に配電しています。
- ◇ 屋久島の電力はほぼ水力発電で賄われています。口永良部島は内燃力発電による電力が供給されています。
- ◇ 再生可能エネルギーの導入状況については、医療機関や公共施設等において、太陽光発電設備や、太陽熱を利用した給湯設備等が導入されています。

- ◇ 中小水力発電は、白谷川と田尻川の2カ所に導入されています。
- ◇ バイオマス熱利用は、三岳酒造において、焼酎かすをメタン発酵させ燃料として利用されています。

第16節 国土保全等の現況及び課題

- ◇ 河川

(単位:河川数, km, %)

河川概要			要改修延長 (A-B=C)	改修率	
河川数	河川延長 (A)	改修不要 区間延長 (B)		16段階の8以上	
			延長 (D)	整備率 (D/C)	
10	35.1	23.5	11.6	8.0	69.0

※ 県河川課調べ(平成24年3月31日)

- ◇ 砂防

(単位:箇所, %)

土石流危険渓流				地すべり危険箇所			
危険 箇所数	整備済 箇所数	未整備 箇所数	整備率	危険 箇所数	整備済 箇所数	未整備 箇所数	整備率
50	13	37	26.0	0	0	0	—

急傾斜地崩壊危険箇所			
要整備 箇所数	整備済 箇所数	未整備 箇所数	整備率
15	6	9	40.0

※ 県砂防課調べ(平成24年度)

- ◇ 治山

(単位:地区数, %)

山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率	危険 地区数	着手 地区数	未着手 地区数	着手率
20	16	4	80.0	83	40	43	48.2

※ 県森づくり推進課調べ(平成24年3月31日)

- ◇ 屋久島地域は、台風常襲地帯であること、地形が急峻であること、河川は比較的大きく急流であることに加え、雨量も極めて多く、土石流等の土砂災害を受けやすいため、砂防、治山施設等の整備を積極的に進め、国土保全を図っています。
- ◇ 口永良部島については活火山避難対策として漁港や港湾の整備を進めています。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域においては、人口は横ばい傾向ですが、若者等の人口流出により、高齢化が進行しています。
- ◇ 企業立地の停滞や不十分な住環境整備のため移住・定住施策が促進されていない状況であり、効果的な取組を検討する必要があります。
- ◇ 今後は、人口の流出を抑制するとともに、島外からの移住を促進し、定住に向けた取組を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 地域産業の活性化や住民生活の利便性向上はもとより、観光客や寄港する大型観光客船の一層の増加を図るため、本土及び域内を結ぶ定期航路の維持・改善に努めるとともに、人・物・情報が活発に行き交う拠点として、港内の静穏度の確保や既存施設の老朽化対策など港湾機能の向上を図ります。
- 口永良部島については、唯一の交通手段である定期船の安全な接岸を図るため、漁港の整備を進めます。

(2) 計画の内容

- 本土・種子島及び域内の口永良部島を結ぶ定期航路の維持・改善を図るほか、屋久島への大型観光客船などの寄港拡大や口永良部航路に就航するフェリーの更新を促進します。
- 宮之浦港では、港内の静穏性の向上を図るための防波堤の整備や、航行の支障となっている防波堤の移設を進めるとともに、安房港では、防波堤の整備を進め、港内における安全性の向上を図ります。
- 定期船や貨物船の安全接岸を図るため、口永良部漁港の整備を進めるほか、地域に密着した産業活動等の拠点であるその他の港湾についても、安全で利用しやすい港として整備を図ります。

2 航空路及び空港の整備

(1) 振興方針

- 住民生活の利便性向上や地域の産業・経済の発展を図り、観光を通じた交流人口の拡大を図るため、空港施設の機能保持及び定期航空路線等の維持・充実に努めます。

(2) 計画の内容

- 航空輸送需要の動向に対応した空港施設の整備及び機能保持を図るとともに、定期航空路線等の維持・充実に努めます。

3 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通の確保のため、自然環境に配慮したみちづくり、観光産業を支援するみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりを推進するとともに、バスの運行の維持・確保を図ります。
- 市街地については、街づくりと一体となった街路の整備により、屋久島らしい街並みの形成と良好・快適な都市環境の確保を図ります。

(2) 計画の内容

- 主要観光地であるヤクスギランドや白谷雲水峡を結ぶ道路については、自然災害による通行止め等を解消し、災害に強い道路として整備を進めます。
- 市街地については、周囲の自然環境と調和した憩いの空間を創出するなど、屋久島らしさにも配慮した街路の整備を進めます。
- 住民生活に密着した生活道路の改良整備を引き続き進めるとともに、地域住民に

よる花木の植栽など、世界自然遺産の島であることを印象づけるような道路沿線の修景緑化、道路空間のバリアフリー化（歩道の段差解消等）などにより、人にやさしい道路環境の整備に努めます。

- 住民の生活路線としてのバスの運行の維持・確保を図るほか、観光客等の利便性向上を図るため、タクシーやレンタカーなどのサービス向上を促進します。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、地域の特性や実情に適した情報通信基盤の整備を促進するとともに、住民のニーズに応じた情報通信サービスの提供を促進します。

(2) 計画の内容

- 地域イントラネットの整備など、地域の特性に適した高速の地域公共ネットワーク構築の在り方について検討し、その円滑な整備を図ります。
- 地域におけるインターネットの積極的な活用や交流人口の拡大等によるICTの利活用を図るとともに、移動体通信サービスのエリア拡大や次世代高速通信サービスの導入など、デジタル・ディバイドの解消のための取組を促進します。
- テレビについては、国や放送事業者と連携して、デジタル化に伴い発生した「新たな難視」地区における恒久対策の早急な実施に取り組みます。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 離島航路・航空路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 離島航路・航空路の運賃は割高であり、地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、離島航路・航空路にかかる運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上での障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興の方針

- 安心・安全な「食」の供給を目指して、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」や環境と調和した農業への取組を推進します。
- 加工施設等の有効活用を図り、地域グループと連携した新たな加工品の開発を促進します。
- 温暖な気候を生かしたぼんかん、たんかん等の果樹のかごしまブランド産地づくり、ばれいしょ等の野菜や茶の早出し産地づくりを進めるとともに、収益性の高い施設花きの振興を図ります。
- 子牛の預かり（キャトルステーション）や草地の有効利用、口永良部島における放牧による肉用牛生産などにより、低コストで収益性の高い畜産の振興を図るとともに、家畜排せつ物の適正な処理を促進します。

- 新規就農者や経営感覚に優れた経営体の育成，生産性の高い農業生産を実現するための畑地かんがいや農道等の計画的な整備，地域農産物の付加価値を高めるための6次産業化等を推進し，農業の持続的発展を図ります。
- 農畜産物の直売所の活用や農作業体験等を行うグリーン・ツーリズムなどにより，都市と農村との交流を積極的に推進します。

(2) 計画の内容

- 果樹については，優良品種への転換，施設化の推進，品目の組合せ，鳥獣被害対策の実施，選果施設の活用等により，ぼんかん，たんかん等のブランド産地づくりを推進するとともに，マンゴー，パッションフルーツ等の産地拡大を図ります。
- 花きについては，栽培技術の向上や栽培施設の整備を進め，ドラセナなどの施設切花の産地づくりを推進します。
- 「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の普及により，安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進します。
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や，良質堆肥の施用による健全な土づくり，土壤診断に基づく適正施肥及び化学肥料の使用低減など，環境と調和した農業を推進します。
- 野菜については，防風対策等を進め，ばれいしょや実えんどうのブランド化や産地拡大を図ります。
- 茶については，機械・施設の近代化や栽培管理の徹底，加工技術の向上に取り組むとともに，多様な茶種の生産を進め，茶業経営の安定と種子島と並ぶ日本一早い産地の形成を図ります。
- 畜産については，粗飼料生産基盤の整備や優良雌牛の導入を図り，品質の向上やコスト低減を進めるとともに，他作物との複合経営等により，経営の安定を図ります。
- 農産物の流通については，集約化を進めるなど流通コストの低減を図ります。
- 農産物の加工については，ソロヤム，ぼんかん，たんかん，パッションフルーツ，ガジュツ等の地域特産物を活用し，消費者ニーズに対応した個性的な特産品開発の取組を支援します。
- 自然環境に配慮しながら，かんがい排水，区画整理，農道等の生産基盤整備を推進します。
- 屋久島農業管理センターを中心とした農作業受委託や機械の共同利用等により，地域ぐるみの営農活動を推進します。
- 新規就農者の確保・育成や法人化を推進するなど，地域を担う経営感覚に優れた経営体の育成を図ります。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに，加工活動等の女性起業活動を促進します。また，高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 学校農園などを活用した農作業の体験学習等により，子ども達の農業への関心を高めます。
- 共生・協働の農村(むら)づくり運動を展開し，地域住民の自主的な話し合いを基本に，都市住民やNPO法人等との連携や，農村環境の保全や耕作放棄地の防止などによるむらづくり活動の取組を推進します。
- 水土里サークル活動により，農家だけでなく，農家以外の地域住民も参加した農地，農道，農業用水路などの保全活動を推進します。
- 「ぼん・たん館」などの農畜産物の直売所や熱帯果樹等の観光農園の活用をはじめ，農産物の収穫や加工などの体験を行うグリーン・ツーリズムの推進や都市と農

村との交流を促進します。

2 林業

(1) 振興の方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備を促進し、林業生産基盤の強化を図るとともに、除間伐等による森林の適正な管理を推進し、良質材の安定供給を進めます。
- 屋久島産スギの優れた性質のPR等により、地元材の島内利用を促進するとともに、特用林産物の生産振興を図ります。
- 世界に誇れる優れた森林景観の保全を図りながら、環境学習や森林浴などを通じた島内外の人々との交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 森林の有する水源かん養機能や山地災害防止機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、除間伐を中心とした保育作業の実施、広葉樹資源の充実などにより、健全な森林の育成を図ります。
- 漁場整備と併せた森林の整備や住民参加によるみどりづくりを進めるとともに、松くい虫、野生鳥獣による被害の防止に努めます。
- 林道等の路網整備や森林施業の集約化などにより、良質材の安定供給と低コスト化を進めます。
- 需要者ニーズに対応した木材の安定供給体制づくりを促進します。
- 森林組合などの林業事業者の経営基盤強化や林業就業者の就労条件の改善を図るとともに、後継者の育成・確保を促進します。
- 強度が高いなどの屋久島産スギの優れた性質のPR等により、木造住宅の建設促進や公共施設の木造・木質化など、地元良質材の島内利用を促進します。
- 温暖な気候や地域特性を生かし、たけのこ、しいたけ、しいも、つわぶき、シキミ等の特用林産物の生産拡大を図ります。
- 海浜から奥岳に至る森林景観の保全を図りながら、植物の垂直分布などの学習の場や、森林浴・ウォーキングなどの健康増進の場として広く活用し、島内外の人々との交流を促進します。

3 水産業

(1) 振興の方針

- 漁業者や漁業協同組合等による自主的な漁場保全等の取組を支援しながら、周辺海域の豊かな水産資源を活用し、魚礁や育成礁により漁場造成を図り、クルマエビなどの養殖業の振興を促進し、所得の向上と経営の安定を図ります。
- 屋久島首折れサバやトビウオなどの地域特産の魚介類のブランド化を図るとともに、消費者ニーズに対応した付加価値の高い水産加工品の開発を促進します。
- 漁港や関連施設の整備、漁船・漁法の近代化等により、年間を通じた安全な操業や水揚げ量の増大を図るほか、漁業体験研修等により次代の水産業を支える担い手の育成・確保を図ります。
- また、中核的な漁業者や漁業士、経営改善に取り組むグループ等を育成します。

(2) 計画の内容

- マダイ、トコブシ等の放流、回遊魚の飼付けなどを継続的に進め、遊漁者や地域住民の協力を得ながら、水産資源の持続的な利用体制の確立を図ります。
- 魚礁や増殖場の設置、藻場の造成等により、磯焼け現象の解消や瀬魚類、イセエ

ビ等の資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。

- 水産物の付加価値向上のため、トビウオなどを対象とした新たな冷凍技術等の導入を行い、高鮮度維持の方法について検討を行うとともに、計画的出荷や輸送体制の構築を促進します。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化を促進するとともに、漁業体験学習や技術習得のための「ザ・漁師塾」等の開催を通じて、新規就業者の確保を図ります。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 荷さばき施設や製氷・冷蔵・冷凍施設等の水産流通施設の整備を促進するとともに、加工施設の近代化や加工技術の向上等を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品の開発や、未利用資源の有効活用を促進します。
- 屋久島首折れサバやトビウオなどの特産の魚介類のブランド化を図るため、水産物の一元的な集出荷による共販体制の確立や、鮮度保持に配慮した漁法や規格の統一などの取組を促進するほか、インターネットなどを活用して販路開拓を図ります。
- 安全で利用しやすい漁港の整備、漁港関連施設の整備を図り、年間を通じた出漁や市場への漁獲物の搬送を確保するとともに、漁船や装備の近代化、漁業技術の高度化等を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興の方針

- 屋久杉加工業等の地場産業の振興を図るとともに、地域資源を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を促進します。
- 地域の消費者ニーズに対応し、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進します。
- 豊富な農林水産資源、水資源など地域の特性を生かした企業の立地を促進し、安定した就業機会の確保を図ります。
- 医療・福祉・農林水産業・観光など、地域住民の暮らしや産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 地場産業の屋久杉加工・水産加工・焼酎製造等については、経営の近代化や加工技術の向上を図るとともに、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した「売れる商品づくり」を促進します。
- 果実やガジュツ等の農林水産物等の地域資源の一層の活用と未利用資源の掘り起こしによる特産品の開発を促進します。
- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、インターネット等を活用し、情報発信、消費拡大を図ります。
- 商店街が商工団体、地域住民等と連携して行うイベント開催や空き店舗対策など、意欲的で創意工夫に満ちた魅力ある商店、商店街づくりのための取組を促進します。
- 世界自然遺産地域という恵まれた自然環境や豊富な農林水産資源、水資源など地域の特性を生かした企業の立地を促進するほか、進出企業の地域への定着・発展を図るため、各種支援の充実に努めます。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図ります。
- 地域産業の活性化や滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成、

観光事業者等の資質の向上に努めます。

- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興の方針

- 交通ネットワークの充実，若者が地元に着する魅力ある産業おこし，地域特性を生かした地域づくりを進め，県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら，地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や，魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興，地場産業の振興や，医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また，高齢者やU I ターン者等が知識と経験を生かし，その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興の方針

- 分別収集等を推進し，リサイクルプラザ等の有効活用を図りながら，住民，企業，行政が連携してごみの減量化やリサイクルに取り組みます。
- 少子・高齢化に対応し，地域の若者や高齢者，U I ターン者など，誰もが安心して快適に暮らせる住環境の整備を図ります。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに，公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため，生活排水処理施設の整備を促進します。
- 屋久島国立公園等の優れた自然環境の保全を図りながら，自然とのふれあいの場の確保や個性豊かな景観の形成に努めます。また，地域住民のスポーツ・レクリエーションと憩いの場の維持管理に努めます。

(2) 計画の内容

- 産業活動や日常生活などあらゆる段階において，すでに取り組みされている廃食用油の代替燃料化や生ごみの堆肥化などの普及定着を図りながら，廃棄物の減量化やリサイクル，適正処理を促進します。
- 一般廃棄物については，広域的な処理施設の整備を図り，分別収集体制の充実と環境調和型システムの構築を推進します。
- 家電リサイクルについては，指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか，自動車リサイクルについても，海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 産業廃棄物については，減量化・リサイクルを一層促進するとともに，適切な処理施設の整備を促進します。
- 地域の気候・風土，生活習慣及び伝統文化に十分配慮しながら，公営住宅の維持管理を計画的に行います。
- 地域の若者の定着やU I ターンを促進するための住宅等の整備や定住促進団地の分譲を促進するとともに，空き家や遊休地の活用を促進します。
- 地域住民のスポーツ・レクリエーションと憩いの場を確保するため，園地などの整備を促進します。
- 水道未普及地区の解消に努めるとともに，老朽化した水道施設の改良整備や監視

体制の強化を促進します。

- また、生活水準の向上や観光客の増加に伴う水需要の増大に対応して、水源の確保を図り、生活水の安定供給に努めます。
- 農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の導入を促進するとともに、住民の生活排水対策への意識啓発を図ります。

第7節 医療の確保等

(1) 振興の方針

- 地域における中核的医療施設の高度な診療機能の効率的活用や、保健医療機関の相互連携の強化などにより、地域住民が等しく適切な医療サービスを受診できるような保健医療供給体制の整備・充実を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。
- 不妊治療受診者については、その治療に伴う経済的な負担軽減の取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 巡回診療を充実しつつ、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の特定診療科の医療施設の設置を促進するとともに、既存診療所の設備整備を促進するなど診療機能の強化を図ります。
- 眼科・耳鼻咽喉科等の専門医師をはじめとする医師や看護師等の医療従事者の確保に努めます。
- 救急医療については、救急搬送の円滑化を図るとともに、第2次救急医療体制の整備充実を促進するほか、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。
- 地域住民の健康管理と健康の維持増進を図るため、保健所、町、医療機関等の連携をとりながら、計画的な保健活動の充実強化に努めるとともに、「健康かごしま21」等に基づき、地域住民を主体とした健康づくりの充実に努めます。
- 口永良部島に住んでいる妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。
- 不妊治療受診者については、その治療に伴う経済的な負担軽減の取組を促進します。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興の方針

- 高齢者が地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の実情を踏まえた介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 屋久島町の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、町と連携しながら地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備を促進します。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興の方針

- 高齢者等が住み慣れた家庭や地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら充実した生活を送るとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいつくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動、障害者福祉サービスの利用促進などにより、障害者の社会参加とその能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしや産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 本格的な超高齢社会を迎えるため、新たなニーズを踏まえ、高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を引き続き展開するとともに、元気な高齢者が、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として、その豊富な知識や経験・技能を生かした社会参加ができるような環境整備を図ります。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、障害者スポーツ大会や研修会の開催、障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進のほか、障害者福祉サービスの利用、日常生活用具の給付、障害児通所支援の促進を図ります。
- 保育所の機能充実や地域全体で子どもを育成する環境づくりなどを促進します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興の方針

- 小規模校や複式学級に対応した教育内容の改善・充実を図り、今後ますます進展する情報化や国際化等に柔軟に対応できる青少年を育成します。
- 口永良部島には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努めます。
- 生涯学習の推進体制の充実や学習機会の拡充により、いつでも自由に学び、個性豊かな生活を送れる環境づくりを進めます。
- 地域に根ざした特色ある伝統芸能の保存・伝承や、個性ある歴史・文化を活用した多様な文化活動を促進します。
- 老朽化した校舎の改築など計画的な施設整備を図ります。

(2) 計画の内容

- 児童生徒数の減少に伴い増加している小規模校や複式学級に対応するため、引き続き、教育内容・方法の改善、交流学习を促進します。
- 口永良部島を離れ、高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。

- 学校施設については、危険建物の改築、大規模改造を促進するとともに、水泳プールの改修や教職員住宅の整備を図ります。
- 「かめんこ留学」や「南海ひょうたん島留学」などの山村留学に関する広報活動を積極的に推進するとともに、制度の一層の拡充を促進し、地域や学校の活性化を図ります。
- 世界自然遺産に登録されている豊かな自然などを生かした持続発展教育や、学校農園等での農作業など、野外での体験を通じた学習を促進します。
- 優れた舞台芸術等の鑑賞機会の拡充を図るとともに、生涯を通じた学習機会の充実を図るため、推進体制の確立や図書館等の整備を促進します。
- 文化財の保存活用や文化財愛護思想の普及啓発活動を促進するほか、世界自然遺産等を利活用した多彩なイベントの開催等による国内外の人々との交流を促進します。

第11節 観光の開発

(1) 振興の方針

- 世界自然遺産として自然環境の活用と保全の両立を図る観点から、エコツーリズムの推進や、自然に配慮した景観等の整備など持続可能な観光地づくりを推進するとともに、他地域と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。
- 屋久島・口永良部島の豊かで良質な温泉を活用した、健康保養地としての魅力あふれる島づくりを目指します。

(2) 計画の内容

- 本地域への更なる誘客を促進するため、多様な情報発信の機能の整備に努めつつ、世界自然遺産としての国際的な知名度を生かしながら、各種媒体の活用や域外でのPR活動等による広報宣伝に取り組みます。
- 大型観光客船の増加に対応した受入体制の整備やより一層の寄港の増加に努めるほか、屋久島を経由して沖縄等に至る島唄いの旅行商品造成などに努めます。
- 世界自然遺産として自然に配慮した景観等の整備、登山道の維持管理など、本地域の特色ある観光資源の活用を図りながら、自然環境との共生や多様な触れ合いを主とした環境学習やエコツーリズムの推進など体験プログラムの充実、持続可能で多彩な滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 山岳事故防止については、屋久島山岳遭難防止対策協議会が、貴重な植物等の盗掘防止については、屋久島山岳部利用対策協議会等関係機関が普及啓発を行うことを促進します。
- 口永良部島については、自噴する良質な温泉等を活用した保養・療養の場として充実を図ります。
- 観光案内板等の設置や観光ボランティアガイドの育成、観光関係事業者の接遇向上及び移動手段の確保など観光客を受け入れる体制や環境の整備などを促進します。
- 新鮮な魚介類や豊富な山菜など、地域の特色ある食材を生かした特色ある「食」の提供、地元特産品を活用した新たな土産品の開発を促進します。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興の方針

- 「癒し空間」としての健康の島づくりを図りながら、滞在交流型観光の促進、各種イベントや国際的なシンポジウムの開催、出身者等のネットワーク化等による国内外との交流・連携を促進し、UIターン、二地域居住等の推進により、交流・定

住人口の拡大を図ります。

(2) 計画の内容

- 豊かな自然環境を生かし、人々の心を和らげる「癒しの場」としての健康の島づくりを図りながら、農林水産業と連携した滞在交流型観光やしゃくなげ登山などのイベントを通して、住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- 「ぼん・たん館」等の交流施設の整備拡充を促進するほか、様々な産業・機関との調整を図りながら、滞在交流型観光等の持続的な運営を行うための体制の整備やインストラクター等の人材の育成・確保を図ります。
- 出身者や島に興味を持っている人々を、島の良き理解者・支援者としてネットワーク化しながら交流・連携を図るとともに、姉妹都市や大規模校との交流、山村留学制度の充実等を促進します。
- 「縄文杉」がニュージーランドの「タネ・マフタ」と姉妹木関係を締結したことを機にファーノース地区・カイパラ地区との古代木ファミリー交流を促進します。
- 自然や環境をテーマとする国際的なシンポジウムや学会等の開催を促進するとともに、中・高校生を、世界自然遺産を有する国へ派遣することなどにより、外国との交流を促進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興の方針

- 良好な地域環境を維持するため、町との連携により、大気環境や水環境の保全、騒音や悪臭等の防止に努めます。
- 本地域の自然環境の保全及び再生並びに適正な利用を図るとともに、外来生物の防除や伝染病の防疫に努めます。
- 国、町、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

1 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- 優れた自然生態系を維持しつつ、その適正な利用を図ることを目的とする屋久島環境文化村構想を積極的に推進し、人と自然が共生する地域づくりを進めます。

2 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- 再生可能エネルギーである水力の豊富な屋久島が、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の先進的な地域となるよう、地球温暖化対策を積極的に推進します。

(2) 計画の内容

- 公共用水域の常時監視により、水質の環境基準の達成維持に努めるとともに、農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- また、工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制や悪臭の発生、漏出の防止等を図ります。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、意識啓発や保全に努めます。
- 第一次産業に被害をもたらしている野生生物について、適正な保護管理対策に努めます。
- 自然公園法や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管

理・保護を継続して行います。

- 世界自然遺産地域については、国、県、屋久島町が策定した屋久島世界遺産地域管理計画(H24)に基づいた管理を行います。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

1 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- 世界に誇る屋久島の自然環境の保全を推進するため、住民、事業者、行政の役割分担のもと、「屋久島環境文化村構想」を基本とした取組を推進し、自然環境と生活・生産活動のバランスのとれた土地利用を図るとともに、屋久島と口永良部島を環境学習や環境教育のフィールドとして活用できる体制を整えます。
- 屋久島環境文化村構想の推進のため、関係機関・地域住民・ボランティア団体等との連携を図りながら、以下の各種施策を積極的に進めます。
 - ・ 環境学習、研究施設の充実
環境学習の推進、自然体験セミナー、受入事業の拡充
 - ・ 環境形成事業の展開
自然保護活動の実施及び地域の環境保全活動への助成、山岳部の適正利用に関する取組
 - ・ ボランティアネットワークの形成
ボランティア登録制度の推進、屋久島ファンクラブの推進、屋久島通信及びまるりん通信の発行
 - ・ 新たな地域産業の創出
エコツーリズムの推進、新特産品開発の支援
 - ・ 国際交流の展開
屋久島の中高生を対象とした国際交流の推進、ホームページによる国内外への情報発信

2 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- 世界自然遺産の島・屋久島において、CO₂の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進する「CO₂フリーの島づくり」に取り組みます。
- 「地球環境先進県」として、屋久島における「CO₂フリーの島づくり」の取組を更に推進し、世界的にも注目されるモデル性の高い取組として情報発信していきます。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興の方針

- 安定した電気の供給を促進し、農林水産業の生産力の増大と生活文化の向上を図ります。
- 災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギー等の利活用に関する普及啓発や調査研究を促進します。
- 再生可能エネルギーの活用を促進します。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 電気供給の安定化を図るため、配電施設の移設・改良及び配電線遠隔制御装置の設置など、配電設備の整備充実を促進します。

- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、太陽光発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 国土保全施設等の整備その他の防災対策

(1) 振興の方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等から生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 消防施設等の整備や消防団員の育成強化を図るとともに、老朽化した防災行政無線施設の更新整備を促進するほか、自主防災組織の育成等による住民の防災意識の向上を図ります。
- 口永良部島の活火山避難対策として、港湾・漁港、道路等の整備や、住民・関係機関が一体となった防災避難訓練を引き続き進めます。

第16節 移住・定住施策の促進

(1) 振興の方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住・交流のニーズに応じた地域サービスを提供する体制構築に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 地域独自のポータルサイト構築を促進するとともに、移住・定住に必要な情報発信を行います。
- 移住希望者への情報発信を充実させるために、空き家や雇用情報など必要な情報を一元化し、移住のワンストップ窓口の実現に努めます。
- 地域住民による移住交流サポーター等の設置、島内企業へのインターンシップ制度導入など、受入体制の整備を促進します。
- 口永良部島においては、島の若者を中心に、移住体験交流施設等を活用した島外との交流を進めるとともに、移住・定住に向けた取組を促進します。